

# 世田谷区砧地区における母子世帯の現状

世田谷区 砧地区 社会福祉協議会  
事務局長 鈴木 誠一

昭和52年11月、世田谷区砧地区社会福祉協議会では、地区民生(児童)委員の協力を得て地区全域の母子世帯実態調査を行った。以下、このほどまとめた調査結果の中から、主だったものをいくつかご紹介したい。

なお、調査の方法は、住民基本台帳の中から母子世帯と推定されるすべての世帯を抜き出し、地区担当民生(児童)委員に依頼して調査票の配布、回収を行った。

当初の調査対象世帯は1,172、うち不適格世帯(内縁の夫あり、夫の単身赴任など一時的な別居等)は442を教えた。適格対象世帯770に対して有効回収数は673、回収率87.4%である。

回収不能の97世帯中、不在(6)、調査拒否(18)によるものは少なく、その $\frac{3}{4}$ は転居(36)、住所不明(37)によるものであった。

調査の内容は実態の把握に重点をおき、家族状況、住居、収入、年金・手当の受給状況等世帯に関するものと、母子世帯となった原因や当時の年令、子供との生活時間、施策の周知状況、悩みごと、相談相手、要望等母親本人に関わるものとに大別されている。

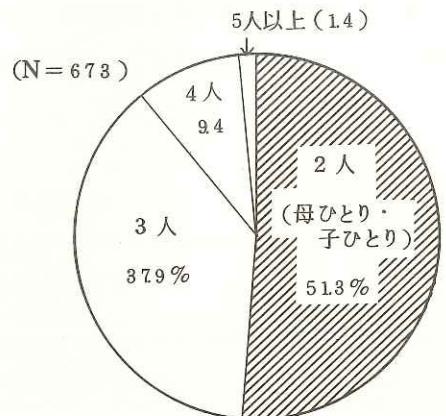
注) \*推定の基準は母子福祉法の定めるところによる

## 世帯の状況

### (1) 家族数

母子世帯の平均家族数は2.6人、一世帯当たりの子供の人数は平均1.6人、子供の男女の割合はちょうど半々(男49.6%、女50.4%)であった。母ひとり子ひとりの2人家族が全体の半分を占めしており、3人家族も38%みられる。(グラフ1)

注) 母子以外の家族がいる世帯は、全体の8%とごく少なかったため子供数の割合は右のグラフとほとんど変わらない



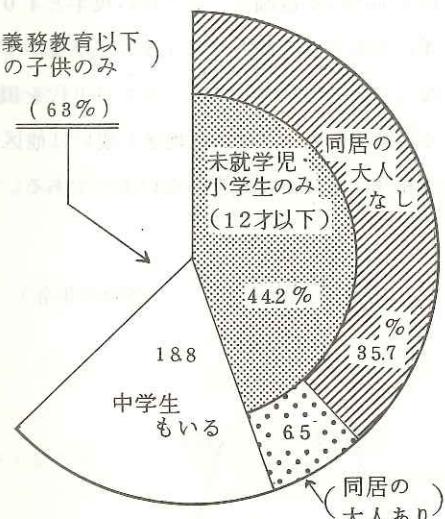
このうち88%、9割近い母子家庭は母親と子供だけで暮しており、その他の家族や別生計の親族が同居している割合は、12%にとどまっている。このことはそのまま、父親の代りに働くを得ない母親の留守中、子供をみててくれる人がいない家庭が多いことを物語っている。

12才以下の子供が占める割合は、子供全体の $\frac{1}{2}$ (50%)、特に問題のある6才以下は15%である。世帯でみると、義務教育(中学生)以下の子供だけが居る世帯は全体の63%、3軒に2軒の割合となっており、このうち12才以下の子供だけが居る世帯は42%であった。しかし子供をみてもらえる同居の大人が居る家庭は、別生計の同居の親族を含めても7%弱にすぎない。

(グラフ2. 子供をみてもらえる人がいるか)

親63人(9%)、子供31人であった。これを世帯でみると、現在家族に病人を抱えている世帯は38世帯、病弱・身障者まで加えると86世帯となり、母子世帯全体の13%にあたる。

家族の健康状態	悪い・通院中		病弱・弱い		身体障害者		病人あり・計		老人(65才以上)
	人	人	人	人	人	人	人	人	
母親	33	28	2	63	1				
子供	11	15	5	31	*				
その他の家族	*	*	*	*	18				
(人数)	人(44)	人(43)	人(7)	人(94)	人(21)				
計	38	41	7	86	19				



### (2) 家族の健康状態

母親本人も含めて家族の中に「身体障害者、老人(65才以上)、病人」をかかえた世帯は、全体の16%にのぼっている。健康状態が「悪い・通院中」または「弱い・病弱」と答えた人は、母

### (3) 住居

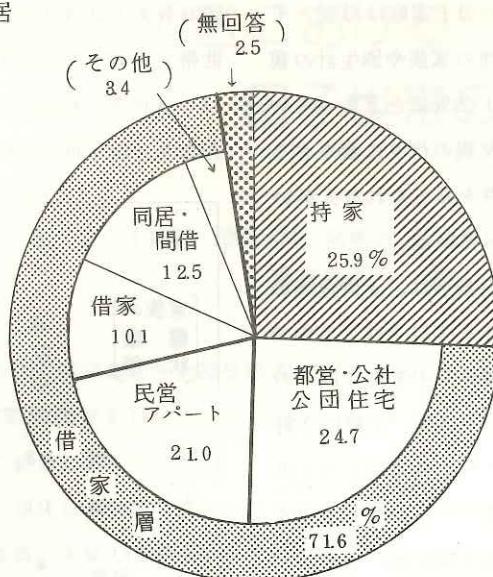
673世帯中、自分の家に住む持家層は26%、回答のなかった3%の人を除くと、残り72%はすべて借家住まいである。一般に母子世帯の持家率は普通世帯に比べると低いのであるが、それでも砧地区の持家率26%は、同じ世田谷区の母子世帯(世田谷地区・持家率35%、玉川地区・同34%)の中でもやや低いと言わざるを得ない。

砧地区母子世帯の住居の特徴は、持家率の低さとともに「自分の家」、「公営住宅」、「民間アパート」の3つが全体の7割を占めており、しかもこの3つともほぼ同じ割合(21%~25%)であることがあげられよう。公営住宅居住者が世帯の $\frac{1}{4}$ を占めていることが目立っている。

注) \*51年3月実施 世田谷区民意意識調査結果  
持家率54.7%

\*\*公社・公園住宅を含む

(グラフ 3) 住 居



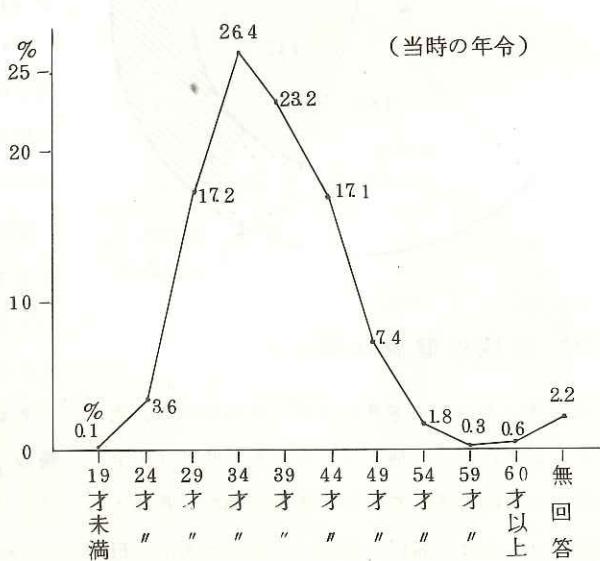
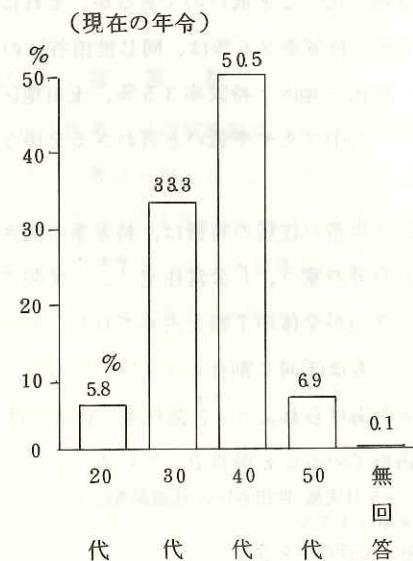
### 母 親 の 状 況

#### (1) 年 令

母親の年令は30代(33%)、40代(51%)で8割以上を占めており、5割を超える40代の多さが目立つ。

現在の年令が30代から40代に集中していた

のに対し、母子世帯となった当時の年令は30代(50%)が最高で、20代の後半と40代の前半にそれぞれ2割近く(17%)が集中する形となっている(グラフ4)。この30代を頂点とする釣鐘型のカーブは、他地区(或いは他区)の調査結果でもほとんど変わらないようである。

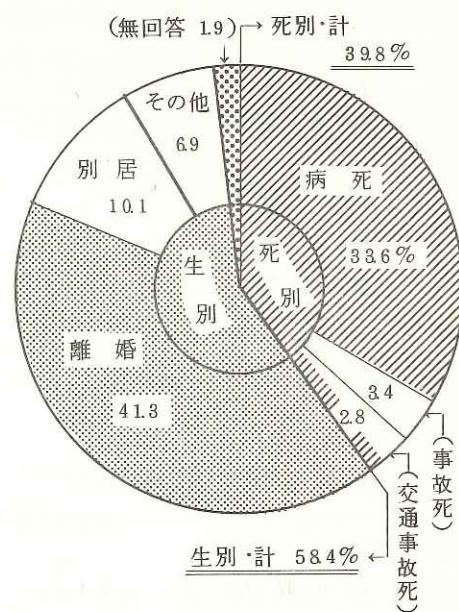


#### (2) 母子世帯となった原因

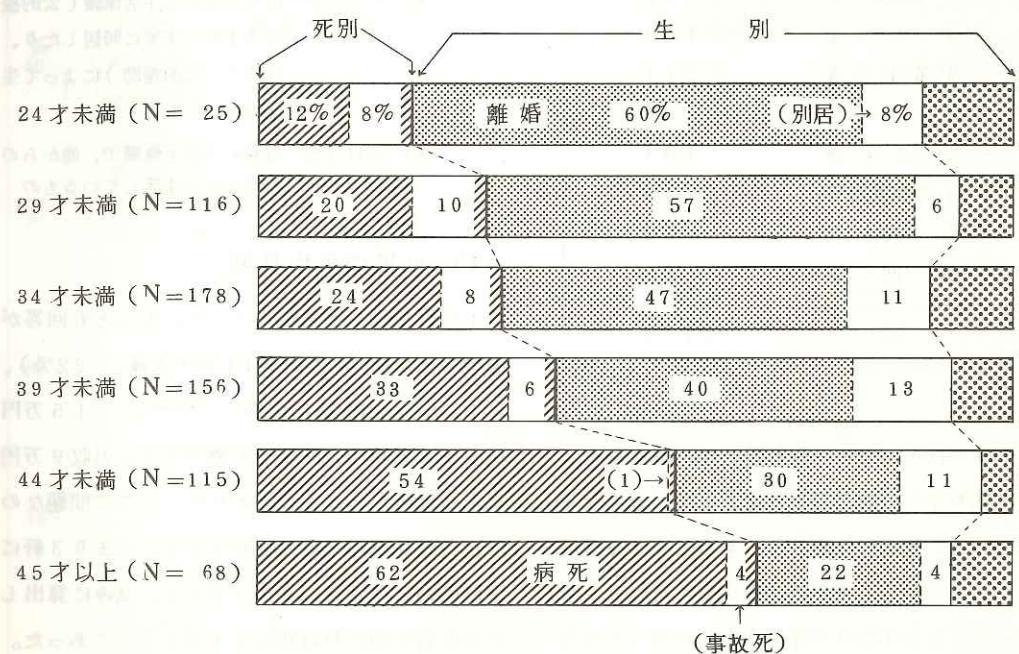
母子世帯となった原因是、死別4、生別6の割合である。その主なものは「離婚」(41%)と「病死」(34%)であるが、4割を超える離婚率はかなり高いものといえよう。「離婚」と離婚の前提条件ともいえる「別居」(10%)が、母子世帯となった原因のなかばを占めている。(グラフ5)

母子世帯となった原因是年令との関わりが深い。当時20代であった人では「離婚」を理由とするものが6割近くにのぼるが、年令が高まるにつれて次第に減少し、40代前半では30%に半減する。一方「病死」は、当時の年令が高まるにつれて増加し、30代前半では4人に1人であったのが、40代後半では過半数に達している。(グラフ6)

#### (グラフ 5) 母子世帯となった原因



#### (グラフ 6) 母子世帯となった原因 (当時の年令別)



#### (3) 職 業 と 収 入

母子家庭の母親のうち、仕事を持つて働いている人は、自営者(11%)、勤め人(57%)、パート・内職(13%)などあわせて81%、無職の人は19%である。

(表2) 母親の職業

○勤め人	57.1
○自営者	11.4
○パート	5.6
○内職	6.8
○無職	18.6
○無回答	0.4
計)	100.0

(77%)を占めるなかで、適当な仕事がなかつたり、幼い子が居て思うように働きず、自分で働いた収入以外に他からの援助も受けている半自立型(11%)、身体が弱かったり、小さい子が居て仕事が出来ず、他からの援助だけで生活している非自立型(12%)の人も、それぞれ1割ずつ見受けられる。このような他からの援助を必要とする人達は、主として20代(半自立型18%)、非自立型33%)、30代(同14%:12%)に多くなっている。

注) \* 自立型 自分の収入だけで生活しているもの

勤労収入や事業収入だけでなく、財産収入や年金・手当など受ける権利のあるものは自分の収入に含めた。離婚した夫から送られる養育費も当然の権利として含めてある。

\*\* 半自立型 自分の収入と生活保護(公的援助)または実家に同居したり、仕送り(私的援助)によって生活しているもの

\*\*\* 非自立型 母親も子供も無職で、他からの援助だけで生活しているもの

#### (4) 世帯の平均月収

1か月平均の世帯収入として、もっとも回答が集中したのは「9万円~11万円未満」(22%)、「11万円~15万円未満」(22%)、「15万円以上」(20%)の3つの層である。月収9万円以上の世帯が63%を占めたが、ここで問題なのは、月収9万円未満の層が33%、つまり3軒に1軒の割合でみられることである。試みに算出した全世帯平均の月収額は11万1千円であった。

(次頁グラフ7参照)

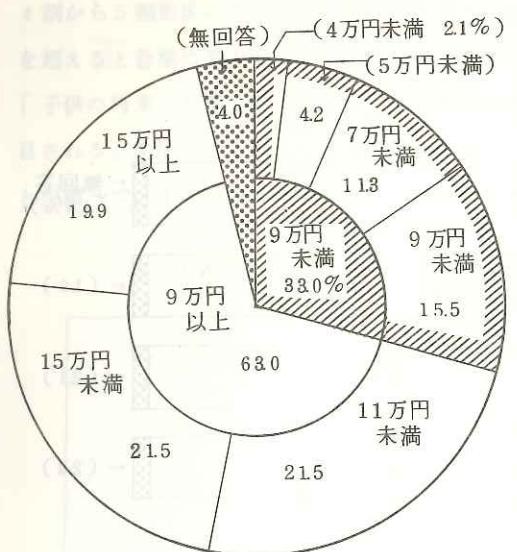
注) \* 4万円未満を3万5千円、15万円以上を17万5千円として各項目の中位数をとり平均値を出した

(表3) 収入の内訳(重複回答)

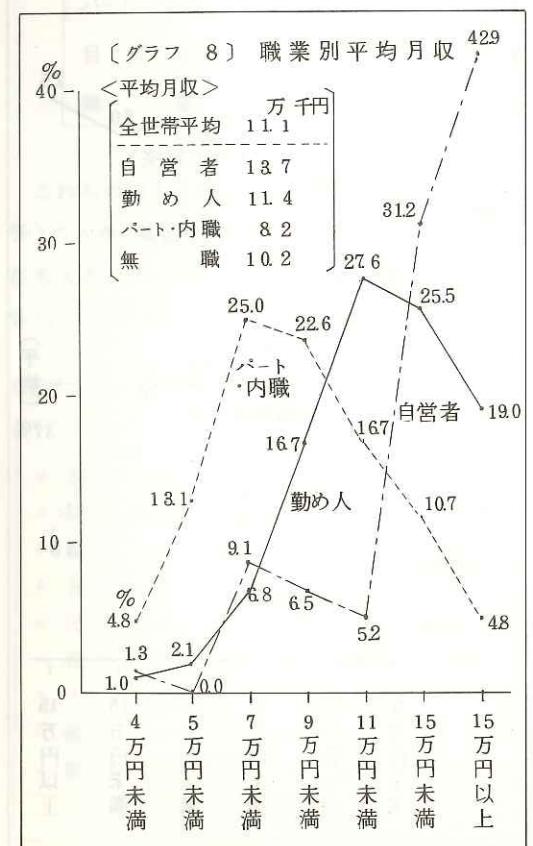
○勤労収入	64.5
○事業収入	11.4
○内職	5.6
○財産収入	7.3
○年金	14.9
○児童手当等	21.4
○仕送り	5.1
○生活保護	10.4
○子供の養育費	4.5
○その他の	1.3
○無回答	1.5
計)	147.8

97%とほとんどの人が生計の中心者であり、その生活を支える収入源は、主として「自分で働いた収入」(勤労収入65%、事業収入11%、内職6%)である。その他の収入の中では、「児童手当等」(21%)「年金」(15%)の2つが主なものと云える。(表3) 生活保護受給世帯は70世帯、全世帯の1割に及んでいる。全体としてみると、ひとを頼らず、自分や子供達の力だけで健気に生き抜いている自立型の母親が8割

(グラフ7) 世帯の平均月収



次のグラフ8は、母親(生計中心者)の職業別に世帯月収をみたものである。パート・内職者の



平均月収(8万2千円)の低さが目立ち、最も回答が集中する分布の山も、自営者(15万円以上)、勤め人(9万円~11万円未満)にくらべて「5万円~7万円未満」と格段に低くなっている。

#### (5) 年金、手当の受給状況

各種の年金、手当を受給している世帯は64%、3軒に2軒の割合である。受給率が高いのは「児童扶養手当」(33%)「児童育成手当」(29%)の2つで、支給金額が多い「児童扶養手当」は、パート・内職者の世帯での受給率(42%)が高まっている。

\* 注) 支給額 19,500円 52年12月現在

(表4) 年金・手当の受給状況

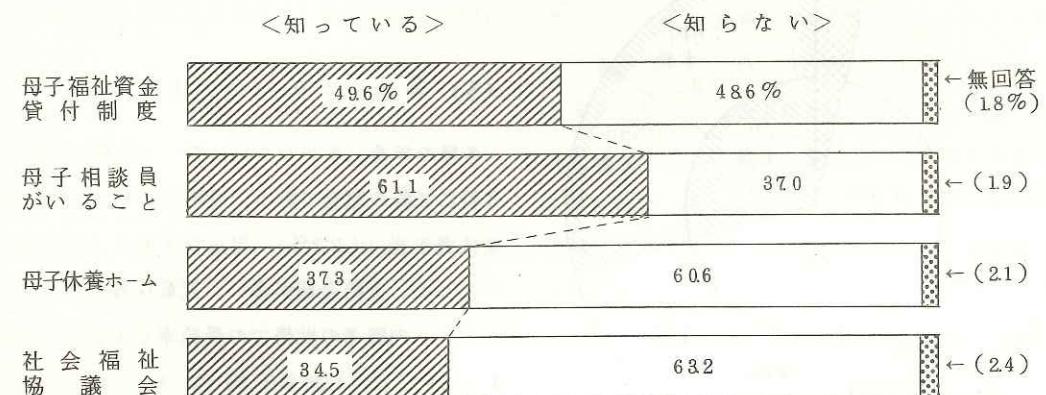
○母子福祉年金	9.4
○児童扶養手当	32.8
○児童手当	5.5
○児童育成手当	29.0
○その他	17.2
○受けてない	16.8
○無回答	16.8
計)	100.0

#### (6) 施策等の周知状況

本調査では、母子家庭の福祉のために設けられている3つの施策(「母子福祉資金の貸付」「母子相談員がいること」「母子休養ホーム」)および「社会福祉協議会」について「知っている」か否かをたずねている。結果は次の(グラフ9)の通りであった。もっとも周知度の高い「母子相談員」が6割をマークしているだけで、「母子福祉資金貸付制度」は2人に1人、「母子休養ホーム」は4割にとどまっている。「社会福祉協議会」を

「知っている」と答えた人は、残念ながら3人に1人であった。

(グラフ9) 施策等の周知状況



#### (7) 子供との生活時間

母子家庭の母親が、1日のうち子供といっしょに過ごす時間は平均5.7時間である。子供との生活時間がもっと短かいのは勤め人の家庭で4.8時間、自分で仕事をしている自営者(5.6時間)よりも1時間近くも短くなっている。

(表5) 子供との生活時間

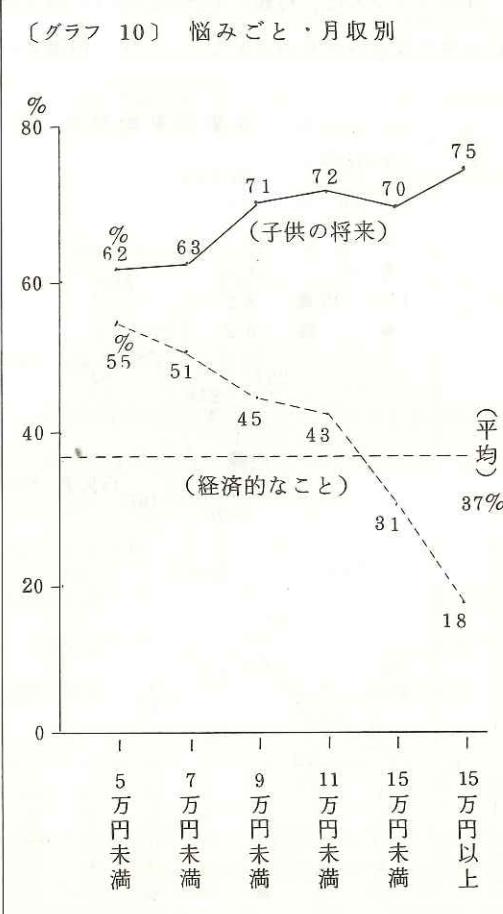
全地区平均	5.7時間
○ 勤め人	4.8
○ パート・内職など	6.1
○ 自営者	5.6
○ 無職	8.5

#### (8) 悩みごとと相談相手

母子家庭の悩みは、子供と経済的なことに尽きるといつても過言ではないであろう。

「常日頃心の奥底に残っていることは」と問われて大多数の母親は、まず「子供の将来」(70%)と答えている。一方経済面の悩みは収入と切

離せない。(グラフ10)にみるように「経済的な



こと」をあげた人は、月収11万円未満の層では4割から5割前後にのぼるが、月収11万円の線を超えると急激に減少してゆく。それに伴なって「子供の将来」を案ずる母親が増えているのが注目される。生活が苦しいうちはまず生きてゆくことが第一で、子供のことを省りみる余裕が少なく

なることを示しているのであろうか。(グラフ10)事実パート・内職で暮している人達では、経済的な悩みを訴える声が56%にのぼり、子供の将来を案ずる声(66%)にほぼ近くなっている。

(表6)

(表6) 悩みごと

地区全体	(心の奥底に残っていることがある)						無わからぬいい
	子供の保育 %	子供の将来 %	自現在分の職業 %	自分の老後 %	経済的なこと %	再婚 %	
地区全体	13	70	20	31	37	3	6
勤め人	14	70	21	34	34	3	5
パート・内職	16	66	30	30	56	4	4
自営者	4	70	18	25	20	1	8
無職	13	74	13	26	44	2	6

これらの悩みの相談相手として、過半数(55%)の人が「親戚」をあげ、「友人」(30%)の存在も大きい。しかし、相談相手に「民生委員」(3%)、「役所の人」(5%)をあげ者は少なかった。

(表7) 相談相手

相談相手あり	%
○ 家族	16.0
○ 同居(別生計)の親族	8.2
○ 親戚	54.7
○ 友人	30.0
○ 民生委員	2.8
○ 役所の人	4.5
○ その他	2.7
○ 無い	9.4
○ 無回答	2.1
計)	130.8

#### (9) 要望

最後に設けられた国、都・区への要望欄でも、目につくのは経済面での訴えである。具体的な要望を書き綴った151人(22%)の母親のうち3人に1人の割合で、生活保護、年金・手当など諸制度の矛盾や、増額、物価高への不安等切実な訴えが述べられていた。住宅問題に寄せる声も大きい(要望者4人に1人)が、ほとんどが民間アパート居住者からのものである。

X X X

以上で砧地区母子世帯調査結果紹介の小文を終らせて頂く。この物価高の厳しい社会にあって、懸命に生き抜いている母子世帯の現状を思うとき、この調査結果が多少なりと母子福祉の向上、充実のために御利用頂けるならば、望外の幸せとなるところである。